

## 卒業・修了に必要な単位数とオンライン授業との関係について

2023年2月1日

法学部・法学政治学研究科

東京大学（全学）から全ての学生に対して、「令和4年度（2022年度）以降のオンライン授業について ～ 履修にあたっての注意事項 ～」（2022年4月）と題する文書が配布されています（別紙）。

これを受けて、法学部・法学政治学研究科としての説明を行います。

### 1 法学部の学生が留意すべき事項

- (1) 大学設置基準（文部科学省令）第32条第5項により、卒業の要件として修得すべき単位数に充当できるオンライン授業の授業科目の単位数の上限は60単位とされています（以下、この規制を「上限単位数規制」といいます）。  
上限単位数規制は、前期課程と後期課程を通算した単位数に関するものです。前期課程と後期課程の両方を終えるために修得すべき単位数に充当できる上限が60単位であるということになります。
- (2) 2020年度と2021年度の全ての授業科目については、上限単位数規制の対象となる単位数に算入しない旨を、文部科学省が明確にしています。
- (3) 法学部では、2022年度以後、原則として全ての授業科目について、対面授業の授業科目とすることとしています。特に理由があるために、法学部の例外的な承認を得た上で授業担当教員がオンライン授業の授業科目を開講することはあります。
- (4) 前記(3)により、通常は、法学部の学生は、上限単位数規制に抵触することはないと考えられます。
- (5) しかし、個々の学生は、念のため、卒業しようとする際に上限単位数規制に抵触し卒業できないこととなることのないよう、自らの履修単位数や履修計画を確認してください。別紙の全学文書は、この点の注意喚起をしようとするものです。
- (6) 以上について詳しくは、詳細説明（後記4）とQ&A（後記5）を参照してください。

### 2 法科大学院の学生について

- (1) 大学設置基準の上限単位数規制は、学部のみを対象としたものです。法科大学院の学生は、修了要件単位数に充当できるオンライン授業の授業科目の

単位数に留意する必要はありません。

- (2) 法科大学院では、教育方針の問題として、法学部と同様に、2022年度以後、原則として全ての授業科目について、対面授業の授業科目とすることとしています。特に理由があるために、法学政治学研究科の例外的な承認を得た上で授業担当教員がオンライン授業の授業科目を開講することはありません。

### 3 総合法政専攻の学生について

大学設置基準の上限単位数規制は、学部のみを対象としたものです。総合法政専攻の学生は、修了要件単位数に充当できるオンライン授業の授業科目の単位数に留意する必要はありません。

## 4 詳細説明

### (1) 前提

この文書では基本的に、「〇〇授業」と「〇〇授業の授業科目」を書き分けています。後記(2)のように、上限単位数規制では、それぞれの授業科目の全体について、対面授業かオンライン授業かを判定します。したがって、全体としては対面授業とされる授業科目の中に対面授業とオンライン授業が混在することは、多くあります。そこで、授業科目全体の位置付けを述べる際には「〇〇授業の授業科目」と特に記すこととしました。

他の多くの文書は、むしろ通常、「〇〇授業の授業科目」も単に「〇〇授業」と呼んでいます。読み手の側が読み分ける必要があります。

### (2) 定義

「**対面授業の授業科目**」とは、「全ての学生が半分以上の授業時数を対面で受講する機会を設ける授業科目」を指します。(文部科学省のQ&A(令和3年5月14日)に基づく定義です。)

「**オンライン授業の授業科目**」とは、「対面授業の授業科目に該当しない授業科目」を指すこととなります。

上限単位数規制は、前期課程と後期課程の両方を終えて卒業するために修得すべき単位数に充当できるオンライン授業の授業科目の単位数を60単位までとするものです。

この文書では、説明の便宜上、授業科目の全体でなく特定のコマや特定の瞬間の授業形態を指す言葉として、「対面授業」や「オンライン授業」という表現を用いることがあります。「**対面授業**」は全ての学生が対面で受講する機会を設けるコマ等を指し、「**オンライン授業**」は対面授業に該当しない

コマ等を指します。

### (3) いわゆるハイブリッド授業について

「ハイブリッド授業」という言葉は、様々な意味で用いられていますが、「授業担当教員が教室におり、学生が教室にも遠隔にもいて、同時に実施する授業」を指すことが多いようです。(このような授業は「ハイフレックス授業」と呼ばれることもあります。)

このような意味でのハイブリッド授業は、教室で参加できる学生の範囲について教員の側が制限を設けていないのであれば、全ての学生が対面で受講する機会を設けていることになります。

教室で参加できる学生の範囲を制限している場合も、授業科目全体として、対面授業の授業科目とされることがあります(後記5のQ5)。

### (4) UTAS について

UTAS では、それぞれの授業科目のシラバスにおいて、「詳細情報」の中の「授業実施形態」の欄で次の5種類のいずれかが表示されています。

- ① 対面型 (対面のみで実施)
- ② 対面・オンライン併用型 A (総時間数の半数以上を対面で実施)
- ③ 対面・オンライン併用型 B (総時間数の半数未満を対面で実施)
- ④ オンライン型 (オンラインのみで実施)
- ⑤ オンデマンド型 (すべての授業回数をオンデマンドで実施)

上記のうち①と②が対面授業の授業科目に該当し、③と④と⑤がオンライン授業の授業科目に該当することになります。

## 5 Q&A

### Q1 「遠隔授業」「面接授業」

オンライン授業を「遠隔授業」と呼んでいる文書を見かけました。

A1 「オンライン授業」と「遠隔授業」は同じ意味だと考えてください。

なお、文書によっては、対面授業を「面接授業」と呼んでいるものもあります。

### Q2 「オンライン」と「オンデマンド」

UTAS では、「オンライン」と「オンデマンド」は別のものとされているように見えます。

A2 「オンデマンド」は、「オンライン」に含まれると考えてください。

例えば、「対面授業が9コマ、オンデマンド授業が4コマ」という授業科目は、UTAS でいう「対面・オンライン併用型 A」に該当し、上限

単位数規制との関係では対面授業の授業科目に該当します。

**Q3 リサーチペーパー**

リサーチペーパーはオンライン授業の授業科目ということになるのでしょうか。

**A3** リサーチペーパーは、他学部や他大学の卒業論文と同様に、そもそも上限単位数規制の対象ではなく、オンライン授業の授業科目には算入されないものとして取り扱います。

**Q4 ゲスト等がオンラインで講演する授業**

「授業担当教員と学生が教室におり、ゲストや他の授業担当教員が遠隔からオンラインで講義する」という形態の授業は、どうなりますか。

**A4** 授業を運営する授業担当教員が教室にいますので、対面授業として取り扱います。

**Q5 2グループ制**

私が履修している13コマの演習は、演習室の広さに比べて学生数が多いため、感染対策としてやむを得ず、第1回のみ講義室で全員の顔合わせを行い、第2回以後は演習室でハイブリッド方式をとって、偶数回はAグループのみが演習室での参加を許され、奇数回はBグループのみが演習室での参加を許されます。対面授業の授業科目といえるのでしょうか。

**A5** 全ての学生が7コマ（13コマの半分以上）対面で受講する機会を設けていますので、対面授業の授業科目とされます。

**Q6 常時オンライン学生がいる授業科目**

私が履修している授業科目は、基礎疾患がある学生なども履修しており、授業担当教員がハイブリッド授業をしたり授業後にそれらの学生に録音を提供したりしています。全ての学生が対面で受講する機会を設けていることになるのでしょうか。

**A6** 学生の側の事情で対面授業に参加できない常時オンライン学生がいる場合でも、上限単位数規制との関係では、全ての学生が対面で受講する機会を設けているものとされます。

**Q7 常時オンライン学生**

私は、対面授業に参加できない常時オンライン学生として認定されています。上限単位数規制に抵触することになるのでしょうか。

**A7** ある授業科目が上限単位数規制との関係で対面授業の授業科目であるかオンライン授業の授業科目であるかは、学生ごとに決まるのではなく、授業科目ごとに一律に決まります。前記4(2)や前記A6によ

り対面授業の授業科目とされる授業科目であれば、その授業科目を履修する全ての学生について、対面授業の授業科目とされます。

#### **Q8 卒業要件を超える範囲でのオンライン授業の授業科目の履修**

卒業までに他学部聴講を含めて多くの授業科目を履修したいと考えています。オンライン授業の授業科目を 70 単位くらい履修したいのですが。

**A8** そのこと自体は差し支えありません。上限単位数規制は、「卒業の要件として修得すべき単位数」に充当できるオンライン授業の授業科目の単位数に上限を設けるものです。オンライン授業の授業科目 60 単位以内と、対面授業の授業科目やリサーチペーパーで、卒業要件を満たすのであれば、それを超える範囲でオンライン授業の授業科目を多く履修しても差し支えありません。

#### **Q9 履修プログラム**

法科大学院進学プログラム・公共法務プログラム・国際取引法務プログラムのような履修プログラムの修了には、オンライン授業の授業科目の単位数の上限に関する規制はありますか。

**A9** 履修プログラムの修了それ自体には、上限単位数に関する規制はありません。ただし、いずれも法学部の卒業が要件となっており、卒業要件単位数について、上限単位数規制があります。

#### **Q10 UTAS の「対面型」と「対面・オンライン併用型 A」**

UTAS のシラバスで「対面型（対面のみで実施）」となっている授業科目を履修していますが、セメスター中に授業担当教員が出張することとなり、2 コマ分がオンライン授業になりました。

**A10** 「対面型（対面のみで実施）」であっても、「対面・オンライン併用型 A」であっても、対面授業の授業科目に該当します。対面授業の授業科目の授業担当教員に対しては、シラバスを入力する段階でわかる範囲で上記の 2 つのいずれかを選んでいただければそれで結構ですとお伝えしています。このように、シラバスで「対面型（対面のみで実施）」となっている授業科目が実際には「対面・オンライン併用型 A」となったとしても、実害はないので、心配する必要はありません。

この掲示に関する連絡先メールアドレス（ [at] は @ と読み替えてください。）

法学部：学部チーム [gakubu.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:gakubu.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

法学政治学研究科：大学院チーム [jjin.j\[at\]gs.mail.u-tokyo.ac.jp](mailto:jjin.j[at]gs.mail.u-tokyo.ac.jp)

学生のみなさんへ

東 京 大 学

## 令和4年度（2022年度）以降のオンライン授業について

### ～ 履修にあたっての注意事項 ～

本学では、新型コロナウイルス感染症の影響がある中でも教育研究を継続するため、令和2年度（2020年度）から全学的にオンライン授業を実施してきました。この2年間は、主に感染症対策のため対面授業に代わる授業形式として行ってきました。しかし、今年度からは対面授業が主体となる中でも、オンライン授業を一つの授業実施形態として考え、対面とオンラインを併用した授業も含めて、その取扱いを整理していく必要があります。

については、今年度以降のオンライン授業の履修に際して、以下のとおり注意事項を示しておきます。**【特に学部学生は、卒業要件に算入できる単位数の制限に関わるため、2頁以降を必ず確認するようにしてください。】**

#### 1. 授業実施形態（対面授業・オンライン授業）の確認

今年度から、学務システム（UTAS）のシラバス参照画面における授業の詳細情報に、「授業実施形態」の項目を追加し、以下の5つの区分を表示することになりました。授業の受講や履修にあたっては、あらかじめUTASにより、対面授業・オンライン授業の別について、その科目がどちらの授業実施形態であるか、確認するようにしてください。

##### 【対面授業】

- 対面型（対面のみで実施）
- 対面・オンライン併用型A（総時間数の半数以上を対面で実施）

##### 【オンライン授業】

- 対面・オンライン併用型B（総時間数の半数未満を対面で実施）
- オンライン型（オンラインのみで実施）
- オンデマンド型（すべての授業回数をオンデマンドで実施）

## 2. 学部学生に関する注意事項（※大学院学生には関係ありません）

### 学部学生の卒業要件とオンライン授業

学部学生については、各学部・学科等において、卒業要件として取得すべき卒業単位数がそれぞれ定められていますが、授業実施形態が上記1.【オンライン授業】（以下単に「オンライン授業」といいます。）の科目については、卒業要件に算入できる単位数の上限が60単位までと文部科学省の法令により定められています。ついては、履修登録の際、シラバス参照画面により授業実施形態の確認を必ず行うようにしてください。

### オンライン授業の60単位上限の取扱いについて

本学の学部教育課程は、1・2年次を教養学部の前期課程、3・4年次（又は3～6年次）を各専門学部の後期課程で履修することから、前期課程と後期課程でのそれぞれの履修と単位取得を通じて、最終的に卒業時点において、その卒業要件に算入できるオンライン授業の単位数が60単位までとなります。

ただし、本学がオンライン授業に取り組みはじめてからは、まだ日が浅いため、その教育的な効果等を十分に検証できていたわけではありません。そのため、教養学部の前期課程及び各学部・学科において60単位の制限があるなか、カリキュラムの構成においてどの授業科目をオンライン授業とするかは、これから検討する段階にあります。また、コロナ感染症の関係による特例的な措置の取扱いなどもあるため、今年度（令和4年度）のS Semester（S1,S2）開始時期に在籍している年次により、履修上の対応が異なります。

現時点でお知らせできる注意点については、次のとおりです。

### 1年次の場合

前期課程（教養学部）と後期課程（各専門学部）を通じて、60単位を超えることがないように調整することが全学として決まっています。具体的な調整はこれから行っていますが、標準的なカリキュラムにおいては、前期課程で30単位以内、後期課程で30単位以内の配分になるよう対応する予定です。

### 2年次～4年次（又は2年次～6年次）の場合

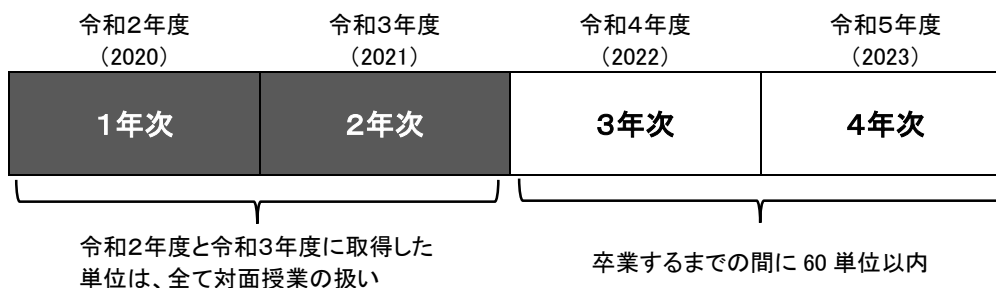
#### 令和2年度と令和3年度のオンライン授業に関する特例措置

在学生の方で、令和2（2020）年度と令和3（2021）年度に開講されたオンライン授業を履修して、単位を取得している場合については、コロナ感染症に対する文部科学省の特例的な措置により、オンライン授業であっても対面授業として取り扱うことになっています。従って、本学でもこの2年間の授業は全て対面授業として取り扱うため、取得している単位については、卒業要件に算入できる60単位の上限には含まれないことになり

ます。

注意が必要になるのは、令和4年度（2022年度）以降に履修するオンライン授業科目になりますので、在籍している年次から卒業するまでの間で60単位以内となります。

<例：4年制で3年次の場合>



4年制で3年次以上の方は、卒業するまでの間が長くないことから、オンライン授業に偏った履修にならなければ、十分に対応可能であるものと考えます。

また、2年次の方は、卒業するまでの間で少なくとも3年以上ありますので、前期課程及び後期課程において、過度にオンライン授業を履修することがないように注意してください。

この60単位上限により、卒業要件に算入する単位数としてカウントできる範囲は制限されますが、60単位を超えて履修することに制約はありません。オンライン授業を履修登録し、合格の成績評価であれば60単位を超えての単位取得は認められます。つまり、「卒業要件算入上は制限あり（60単位上限）」、「履修／単位取得上は制約（上限）なし」となります。

### 3. その他

#### UTASによる履修状況、単位取得状況の確認

対面授業・オンライン授業の別に関するUTASでの表示は、シラバス参照画面に限らず、その他の参照画面においても表示が必要であり、特に学部学生については、卒業要件との関係があるため、履修登録画面や成績表示画面でも判別できるようにする必要があります。しかし、現時点でUTASの画面表示で変更されているのはシラバス参照画面のみです。その他の画面表示の変更については、Sセメスター開始までに対応できませんでしたが、次のAセメスター（A1,A2）までに変更していく予定にしています。今後、お知らせが必要な情報については、UTASや本学のホームページなどで、適時に掲載していきますので、各自で確認するようにしてください。



## ご意見について

この注意事項に記載している内容に限らず、これからの本学のオンライン授業についてご意見等がある場合は、以下のフォームより受け付けています。お寄せいただいたご意見等は、今後の全学における検討において参考にいたします。個々の問い合わせに対応するものではありませんが、様々なご意見をお待ちしております。

<https://forms.gle/gdceCgw2dkhUJsM27>

(担当：教育・学生支援部 学務課)

<フォームの利用にあたって>

※フォームには、ECCS クラウドメールのアカウント (@g.ecc.u-tokyo.ac.jp のメール) でログインしてください。ログインは本学構成員としての識別をすため、ご意見と紐付けることはしません。ECCS クラウドメールがわからない人はこちらをご覧ください。

<https://utelecon.adm.u-tokyo.ac.jp/faq/>

※ログインの際「権限が必要です」のメッセージが出て先に進めない場合は、現在ログイン中の Google アカウントをログアウトしてからやり直してください。